

Q&A (A ロ型付保関連)

~平成 28 年 6 月より、新しく施行された「防火設備検査」に伴う賠償事故が発生した場合は、「A ロ型」(対象設備→「その他設備」)にご加入いただくと、補償対象となります!~

Q1 保険料算出の基礎となる売上高はどのように決めたらよいのか。

A1 消防法令以外の法令等に基づく防火設備、空調設備、警備システム等の有資格者によって行う保守契約の年間売上高を記載いただきます。これから新規にその他設備の保守を行うため、直近前年度実績の申告が不可能の場合は、今後の年間見込売上高をご申告いただきます。

Q2 従来の A イ型で H28.6 施行の「防火設備検査」はなぜ補償されないのか。

A2 A イ型は、あくまでも消防法令に基づく消防用設備等の有資格者による保守契約が対象となっております。今般新設の「防火設備検査」は建築基準法に基づく検査であり、消防法令に基づく検査ではありませんので、A イ型では H28.6 より施行の「防火設備検査」に伴い、賠償事故が発生したとしても、補償されません。

Q3 防火戸、防火シャッター等で消防法令に基づく点検が義務づけられている場合とは、どのようなケースか。

A3 消防用設備等の定期点検中「排煙設備」点検の一環としてシャッター等を点検する場合や地域の火災予防条例に基づいた防火戸等の防火設備点検については、A イ型の消防法令に基づいた点検となり、A イ型で対象となります。

Q4 加入証明書を見ても A ロ型に加入しているかどうかわからない。(A-I としか表記されていない?)

A4 加入証明書 A 型欄の対象設備の箇所に「消防設備」と「その他設備」の記載があります。A ロ型にご加入がない場合は「その他設備」の記載を*****の印字で消してあります。ご確認ください。(A イ型・A ロ型いずれもご加入の場合は、そのまま明記されています。)

Q5 その他設備の具体例は?

A5 H28.6 施行の防火設備検査にかかわる防火設備(防火戸、防火シャッター等)のほか、従前の特定建築物・建築設備定期調査における換気設備・非常用照明装置・給水設備・排水設備・避難施設・排煙設備・避雷設備・自動回転ドア等が該当します。